

建築基準法違反における特定行政庁（目黒区）の対応について

令和元年7月3日（水曜日）に目黒区原町一丁目の建築物において、建築基準法第6条に基づく手続きに関する違反行為が行われていることが判明した。

なお、違反行為の内容等は、次のとおりである。

1 違反建築物の主たる概要

(1) 建築主

株式会社 ピーエイ 代表取締役社長 加藤 博敏

(2) 建築場所

目黒区原町一丁目1260-2、31、32、33、36、37、38、48、49、50の一部

※ 原町一丁目7番・8番地区「街なか賑わいエリア」内

(3) 建築物名称

nishikoyama project north（北棟）及びsouth（南棟）の2棟

(4) 主要用途

物品販売業を営む店舗、飲食店

(5) 構造及び階数

鉄骨造 地上2階建

(6) 敷地所有者

独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）

2 違反内容

今回の件は、建築基準法第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）に基づく手続きがなされていなかったものである。

建築物を建築する場合に、建築主は建築主事を置く区又は指定確認検査機関に建築物の確認申請をし、確認済証の交付を受けてから工事に着手しなければならない。

しかし、今回、この建築物の確認申請が提出されていない状況で工事に着手した。

また、確認済証の偽造行為があった。

3 特定行政庁（目黒区）の対応

(1) 是正指導

建築主に対して、違反建築物解体までの是正計画書の提出を求めた。

(2) 是正状況確認

建築主からは是正計画書を受領し、違反建築物が解体されるまで確認していく。

※ 現在建築途中の建物は解体しなければならない。（建築基準法第9条第1項に基づく措置）

(3) 関係省庁等への報告

確認済証の偽造があったため、国土交通省（一級建築士の指導監督）及び都道府県（建築士事務所の指導監督）に違反内容の報告書を提出する。

4 今後の街づくり

(1) 目黒区への対応

区は、原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業が円滑に進むよう、引き続き支援するとともに、適切な指導・監督をしていく。

(2) UR都市機構への対応

UR都市機構は、敷地所有者として、株式会社 ピーエイ（建築主）に対して指導・監督を適切に行い、西小山の街づくりを引き続き進めていく予定である。

以 上

